

○良好な風俗環境を保全するために支障がないと認める地域の指定

北海道公安委員会告示第24号

昭和60年3月14日

改正 昭和61年11月6日公安委員会告示第108号、平成14年4月5日第26号、21年5月15日第54号、23年8月5日第81号、令和3年3月2日第34号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）第3条第1項の規定により、良好な風俗環境を保全するために支障がないと認める地域を次のとおり指定した。

- 1 札幌市西区琴似2条2丁目6番25号琴似あやめ保育園の敷地の周囲100メートルの区域内の地域のうち、札幌市西区琴似1条の1丁目から3丁目の地域並びに札幌市西区琴似2条1丁目6番、7番1、7番2、8番、9番、15番、16番、17番、23番及び24番2の地域
- 2 札幌市南区定山溪温泉西1丁目及び西2丁目のうち札幌市南区定山溪温泉西1丁目31番地札幌市立定山溪中学校の敷地の周囲100メートルを超える区域の地域並びに札幌市南区定山溪温泉東4丁目308番地札幌市立定山溪小学校の敷地の周囲50メートル以上100メートルの区域内の地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた商業地域内の地域並びに札幌市南区定山溪温泉東3丁目256番地社会福祉法人光華園定山溪保育所の敷地の周囲30メートル以上100メートルの区域内の地域
- 3 小樽市朝里川温泉2丁目670番地1から670番21まで、673番1から673番73まで、674番、675番2及び675番3、676番1から676番13まで、677番7から677番18まで、681番1から681番24まで、682番2から682番9まで、685番6、685番15及び685番16、686番1から686番71まで、687番1から687番20まで、688番1及び688番2、689番1及び689番2、690番及び691番、692番1から692番115まで、693番2から693番9まで、694番2から694番69まで、695番1から695番15まで、726番、727番1、728番1、731番から733番まで、743番1から743番4まで、744番1及び744番2、745番から748番まで、753番1及び753番3、754番1から754番18まで、755番、758番並びに759番のうち都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域内の地域
- 4 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉町のうち小有珠川以東の都市計画法第2章の規定により定められた第2種住居地域内の地域
- 5 函館市本町9番23号杉の子保育園の敷地の周囲100メートルの区域内の地域のうち、道道五稜郭公園線以東の地域